「紫水通学パス」について

1. 事業実施者

広島県庄原市西城町大佐537番地1 西城交通有限会社 代表取締役 内田 眞惠

2. 乗車券の種類

種類 名称 「紫水通学パス」

内容 JRの通学定期券を所持または路線バス等を利用して通学する西城 紫水高校の学生を対象とした、廃止代替等バス「油木線」の特定エ リアの乗り放題乗車券

3. 目的

令和5年4月から路線延伸をした西城地域廃止代替等バス「油木線」について、 JR通学定期券を所持または路線バス等を利用して通学する西城紫水高校の生徒を 対象に、延伸区間である「西城駅前-西城紫水高校」間の乗り放題乗車券を設定す ることで、通学における利便性の向上を図るとともに、JRの定期購入促進や利用促 進を図る。

4. 適用路線

西城交通制 西城地域廃止代替等バスの油木線

5. 対象者

JR通学定期券を所持または路線バス等で通学する西城紫水高校の学生 ※学校による通学証明を発行

6. 設定する運賃額ならびに適用方法

(1) 運賃額

1か月券 500円 3か月券 1,500円

(2)販売方法

西城紫水高校において、購入者からの申込書(別紙1)をとりまとめ購入。

(3)利用方法

降車時に運転手に「紫水通学パス」を呈示する

(4)適用期間

令和5年6月1日~令和6年3月31日

(5)払い戻し

購入した希望適応日の前日までに限り、払い戻しを行う 払い戻し手数料は1枚につき500円

7. PR方法

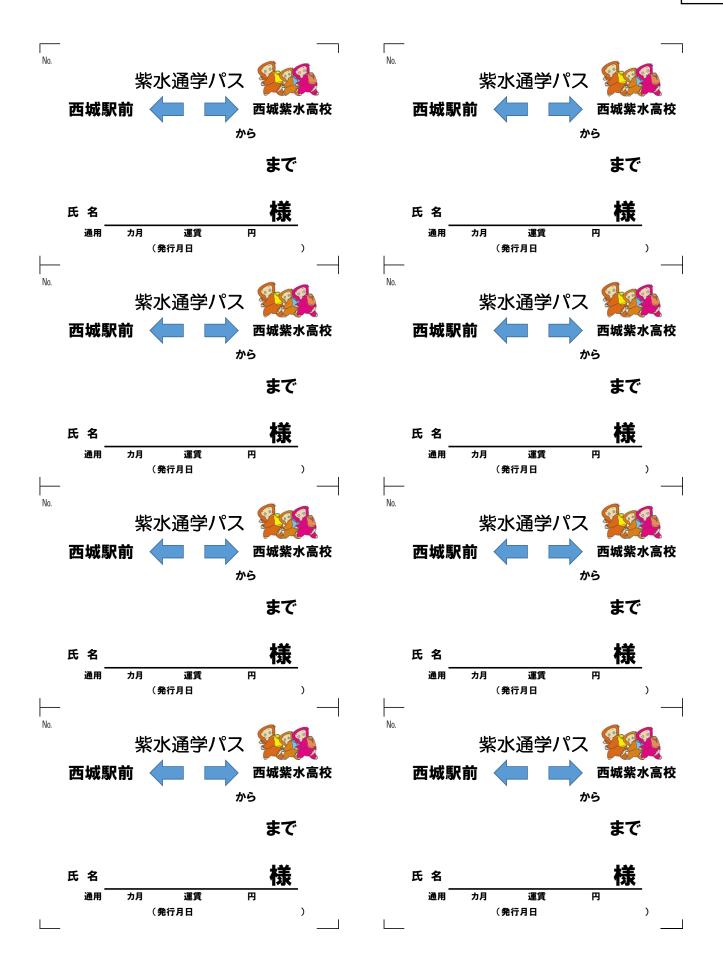
対象者が限定されることから、チラシ (別紙3)を作成し、西城紫水高校の該当の生徒へ 配布



紫水通学パス購入申込書



申 込 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日			
	連絡先			
希望適応日	令和	年	月	日
パスの種類		1ヶ月券 (500円)		3ヶ月券 (1,500円)
※希望するパスに☑をつけてください。				
通学証明書	令	 和	В	
上記の者は、西城紫水高校の学生で、 JR通学定期券 ・ 路線バス等 (線) で通学するものであることを証明します。				
※通学証明は、学校長の証明が必要です。				
【個人情報の取扱について】 1.お客様が上記に記載された個人情報は当社で管理します。 2.当社は取得した個人情報を次の目的に利用します。 (1) 購入の際の手続きに必要な申込内容の確認 (2) 当社からお客様に連絡する必要がある場合の連絡先の確認				
		(通有限会社 ℡0824-82-1933)
弊社記入欄				
発 行 日		令和 年	月	日
パスの種類		1ヶ月券		3ヶ月券
運賃		<u> </u>	- 	
担当者				



ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割 増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - 口、他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
- ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2. 通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割 増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - 口. 他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
 - ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割 増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - 口. 他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
 - ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割 増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - 口. 他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
 - ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - ロ. 他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
 - ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - 口. 他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
- ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割 増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - ロ. 他人名義のものを使用したとき
 - ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
 - 二. 通用期間経過のものを使用したとき
 - ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

ご注意

- 1.乗車の際に必ず係員にお見せください。
- 2.通用期間が切れたり不用になったりした時は必ずお返しください。
- 3.紫水通学パスは、他人に貸与又は、譲渡してはならない。
- 4.紫水通学パスを紛失した場合は再発行しないことがあります。
- 5.下記のような場合には紫水通学パスが回収され同時に割 増料金を支払わなければなりません。
 - イ. 身分、氏名、年齢、その他の事実を偽って請求したとき
 - 口. 他人名義のものを使用したとき
- ハ. 券面の記載事項を塗抹改変したとき
- 二. 通用期間経過のものを使用したとき
- ホ. その他不正乗車の手段に供したとき

IR 又は路線バス等での通学する西城紫水高校生限定



バス乗り放題

紫水通学パス

1ケ月 500円(税込)

3ケ月 1.500円(税込)

紫水通学パスとは、

JR 通学定期券を所持又は路線バス等で通学する西城紫水高校生限定! 毎月 500 円で廃止代替等バス「油木線」の西城駅前から西城紫水高校の区間で西城交通側のバスを乗り放題できる企画定期券です!

販売開始:令和5年6月1日

実施期間 令和5年6月1日~令和6年3月31日

対 象 者: JR 通学定期券を持つ西城紫水高校の学生又は

路線バス等で通学する西城紫水高校の学生限定

対象路線:西城駅から西城紫水高校までの区間

購入方法: 西城紫水高校事務室で取りまとめをしていただきます。

※申込書に料金を添えて提出してください。 希望の適応日から2週間前から購入できます。

- ※JR通学の学生は、申込書提出時に本人名義の有効期限内の定期券の提示をお願いします。
- ※購入した希望適応日の前日までに限り、払い戻しをします。 払い戻し手数料は 1 枚につき 500 円。



西城交通有限会社

(お問合せ先 ② 0824-82-1933)